

ニッチトップ企業創出支援事業

公募要領

【募集期間】

令和8年7月1日（水）～7月31日（金） 17時（必着）

【応募先・問合せ先】

石川県商工労働部産業政策課ブランドマーケティンググループ

電話：076-225-1512 メール：syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

令和8年7月

石川県商工労働部産業政策課

1. 目的

本県経済を牽引することが期待されるニッチトップ企業の創出及び国内外への展開を支援することにより、本県産業全体の対外的競争力の向上を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、公募開始日において、下記の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たし、高い技術力や独自の技術・ノウハウ等を有する企業とします。

（１）石川県内に本社を有する中小企業者であること。

本事業における「中小企業者」とは、下記に該当する者とする。

＜中小企業基本法に定める中小企業者の範囲＞

業種	常時使用する従業員の数
製造業 その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社

（２）石川県内に本社を有する中堅企業であること。

上記（１）に該当しない企業（注１）であって、常勤従業員数（注２）が2,000人以下であること。

注１ 法人格のない任意団体、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。

注２ 常勤従業員とは、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」と同じであり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

※上記（１）又は（２）を満たす企業であっても、次の（ア）～（ケ）のいずれかに該当する場合は、本事業の対象外となります。

（ア）次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）である場合

- a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

（イ）国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合

（ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）並びに第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者

（エ）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。ご提供いただいた情報は、石川県警察本部に照会する場合があります。

（オ）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

（カ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（キ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（ク）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（ケ）本社の石川県外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき。

3. 補助対象事業

下記（１）においては海外市場で、（２）においては国内市場でシェアトップとなるための販路開拓に係る取組等を対象とします。

※同一年度での同一法人・事業者での申請は、どちらか一方の申請に限ります。

（１）グローバルシェア獲得枠

海外ニッチ市場でシェアトップを目指す取組

（２）シェアトップ育成枠（①又は②のいずれかに該当すれば対象となります。）

① 国内ニッチ市場でシェアトップを目指す取組

② 新しい産業分野やビジネス形態で全国的なモデルとなるような取組

4. 採択により活用できる支援内容

(1) 支援制度

県、県工業試験場、石川県産業創出支援機構（ISICO）等からなる支援チームによる支援を実施

(2) 補助金

事業に要する経費の補助

- ・補助率：補助対象経費の2/3以内
- ・補助限度額：2,000千円/年（千円未満切捨て）
- ・補助対象経費：補助対象となる経費は下記の表に記載されたものとなります。

経費区分	内容
専門家活用費	専門家謝金、専門家旅費
事業費	展示会等の出展に要する経費（訴求素材の製作含む）、知的財産権等取得費（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に要する経費）、市場調査、販路開拓に要する経費

※機械装置の購入費、開発費、自社従業員の旅費、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

※補助金交付決定日以降に支出するものに限りません。

※本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証憑書類によって金額等が確認できるものに限りません。

(3) 融資制度

経営革新等支援融資の融資限度額の拡大や保証条件の緩和

- ① 限度額の拡大 2億円（運転資金5千万円） → 4億円（運転資金1億円）
- ② 無担保保証枠の拡大 8千万円 → 1億8千万円

5. 補助対象期間

交付決定日から令和8年度末まで

※事業の進捗状況等について、適切と認められた場合、年度ごとに手続きを行うことによって、最長令和10年度末まで延長可能です。

6. 応募方法

(1) 応募手続き

下記の提出資料を電子メールに添付し、提出してください。

【提出先】

石川県 商工労働部 産業政策課 ブランドマーケティンググループ

メール：syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

提出資料	備 考
事業計画書 （申請書 別紙添付シート ①概要説明（一枚図） ②認定事業の説明 ③事業計画及び資金計画 ④SWOT 分析総括表）	所定の様式を県のホームページからダウンロードし、ご提出ください。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/nichetop/niche_bosyu.html
過去3年間の決算書 （貸借対照表、損益計算書）	直後に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書ができていない場合などは、直近の残高試算表をご用意ください。また、過去3年間の貸借対照表、損益計算書を用意できない場合などは、別途ご相談ください。
株主等及び役員の一覧表	資本金の構成員及びその出資額が分かるものをご提出ください。
会社案内のパンフレット等 及び製品（商品）カタログ	事業の内容や従業員数等がわかるもの（パンフレット等）、製品（商品）カタログをご提出ください。
プレゼンテーション資料	審査は10～15分程度のプレゼンテーションにより実施するため、事業計画書をプレゼン資料にしたものをご提出ください。 （様式は自由ですが、パワーポイント資料が望ましいです。）
「パートナーシップ構築宣言」の内容が記載された文書（該当者のみ）	「パートナーシップ構築宣言（サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める取り組み）」ポータルサイトにおいて宣言を公表している企業は、審査で加点しますので、同宣言が記載された文書をご提出ください。 （申請時点で上記ポータルサイトに登録申請していることが必須です。） https://www.biz-partnership.jp/

※メールを送付されましたら、到達確認のため担当（電話：076-225-1512）までご連絡ください。

※添付するファイルのサイズによっては受信できない場合がありますので、5MBを超える場合は事前にご相談ください。3営業日以内に受領確認のメールが届かない場合もご連絡ください。

※提出資料については、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

（2）スケジュール

内 容	時 期
公募	令和8年7月1日（水）～7月31日（金）17時
審査会（プレゼン審査）	令和8年8月下旬～9月上旬頃
採択決定	令和8年9月下旬～10月上旬頃

7. 審査

(1) 審査方法

- ・学識経験者をはじめとした外部の専門家等から構成される審査会を設置し、審査いたします。
- ・審査にあたり、事前に事業計画等に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・下記(2)審査基準に基づき、事業計画書及び10～15分程度のプレゼンテーションにより審査及び採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査会は非公開とし、オンライン形式で実施する場合があります。
- ・審査会にてサンプル等の配布を希望される場合はご相談ください。
- ・審査経過や審査結果に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

区 分	内 容
戦略性・市場性	<ul style="list-style-type: none">・事業の目的・目標が具体的かつ妥当であるか・市場の選択、ニーズの把握を的確にできているか・今後の市場拡大が見込める市場であるか
独自性・優位性	<ul style="list-style-type: none">・独自性を有した取り組みであるか・他社や従来 of 事業と比較し、優位性を有しているか・世界市場での競争優位性が認められるか（グローバルシェア獲得枠）
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・事業内容が明確かつ適切であるか・事業計画を遂行する適切な組織・人員体制がとられているか・企業固有の経営理念、組織文化等を有しているか・海外シェアの獲得・拡大が期待できるか（グローバルシェア獲得枠）
財務・資金の健全性	<ul style="list-style-type: none">・財務状態が健全であるか・事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられているか

※「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している企業は別途加 points します。

(3) 採択予定件数：計3件程度

- ① グローバルシェア獲得枠：1～2件程度
- ② シェアトップ育成枠：1～2件程度

(4) 通知

- ・審査結果につきましては、後日、石川県商工労働部産業政策課から通知します。
- ・なお、採択された場合でも、予算の状況等により、申請時の補助金額が減額される場合があります。

8. 補助金の交付

- ・補助金は、補助対象事業の実績報告書（当該年度の事業実施に係る報告書及びその経費に係る経理証憑書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付いたします。
- ・また、交付申請・実績報告に係る手続きに関しては、年度ごとに手続きが必要になります。

9. 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合、原則として、企業名・代表者名、事業概要等を公表します。また、採択に係る会議や式への出席及び事業概要のプレゼンをお願いすることがあります。
- ② 事業の開始にあたり、県などと事業の進め方について打合せを行うことがあります。
- ③ 補助事業の終了後、県からフォローアップ調査（成果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等）を行うことがあります。
- ④ 補助事業の終了後、上記③の調査結果について、県のホームページ上での公開や、セミナー等での発表を依頼することがあります。
- ⑤ 交付決定を受けた後、補助事業の経費や内容を変更しようとする場合や、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。事前の承認が必要な場合の詳細は交付決定通知に記載します。
- ⑥ 補助事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証憑書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業期間中の遂行状況などの報告を求められたときには、指示された期日までに報告書を提出しなければなりません。
- ⑧ 補助事業期間中の遂行状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、県が実地検査を行うことがあります。
- ⑨ 上記⑧の場合、県の求めに応じて証憑書類等を提示すること又は県が事業内容の変更を命じた場合はその指示に従わなければなりません。
- ⑩ 補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。
- ⑪ その他、「ニッチトップ企業創出支援事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。

以上